

参考資料 1 - 2

令和5年8月吉日

厚生労働省医政局
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
参事官 佐々木 俊 殿

一般社団法人日本臨床救急医学会
代表理事 溝端康光
総務委員会

救急医療時における「全国で医療情報を確認できる仕組み(Action1)」を活用し閲覧できる
情報項目の選定等に関する当学会からの意見について

拝啓

令和5年4月24日付けでご依頼いただきました意見照会に対して当会からの意見を回答
致しますので御査収の程お願い致します。

敬具

記

ACTION 1 の仕組みを用いた医療情報の効率的な共有企画に関する下記 3 項目諮問内容に関して、以下のように回答いたします

1) 救急医療時、効率的に患者情報を把握するのに役立つ情報項目の選定、並びにそれら項目の対象期間に対する意見

回答)

(薬剤師委員より) データに至る方法は特に制限しないので、アドオンなどの方策をとれば 3 ヶ月前以前の薬剤情報も閲覧可能となることが望ましい。またかかりつけ薬局の情報もいただきたい。

(消防職員委員より) 近親者の連絡先情報などは非常に有用と考えられる。

(放射線技師委員より) 医用画像に関して撮影部位を入れていただきたい。造影剤使用の有無も必要。造影剤アレルギーの情報は特に重要と考える。

2) 閲覧時のイメージに対する意見

回答)

(医師委員より) 入力側の整備状況は Pdf で表示可能な程度まで進捗しているとの回答をいただいたが、今後も具体的な内容を情報共有いただきたい。特に個人認証の方法や、画面開発時にレイアウトの事前共有を要望したい。

(医師委員、看護師委員より) データ閲覧システムは、電子カルテからレセプトコンピューターにアクセスするようなイメージとの説明があったが、ハードウェア的には個人用のタブレットやノートパソコンでも使用可能であることを希望。ソフトウェアも各職種で使いやすいブラウザを確立していただきたい。

(消防職員委員より) 救急現場では多職種が関わるので、救急隊からアクセス可能なシステムにしていただきたい。各職種で知りたい情報が異なるので、ブラウザの問題は大きい。厚労省と消防庁など関係各省庁間の連携を密にして、幅広い業務で活用できるシステムの構築をお願いしたい。

3) 掲載情報案の中での除外項目

例) 薬剤情報重要度が比較的低いと考えられる薬剤情報 (外用薬など)

手術情報 (軽微な手術など)

回答) (薬剤師委員より) 外用薬の除外候補で再確認が必要ではないかと考えられる例を別添リストに表示した。

以上

確認が必要な外用剤（例）

オピオイド製剤等

- ・フェンタニル（デュロテップパッチ、フェントステープ）
- ・ブプレノルフィン（ノルスバンテープ）

吸収のよい NSAIDs

- ・ジクロフェナクナトリウム経皮吸収型製剤（ジクトルテープ、持続性がん疼痛治療剤）

過活動膀胱治療薬（抗コリン薬）

- ・オキシブチニン塩酸塩（ネオキシテープ）

気管支拡張薬（ β 刺激薬）

- ・ツロブテロール（ホクナリンテープ）

β 遮断薬

- ・ビソプロロール貼付剤（ビソノテープ）

硝酸製剤：狭心症等

- ・ニトログリセリン貼付剤（ミリステープなど）
- ・硝酸イソソルビド（フランドルテープ）

アルツハイマー型認知症治療薬（コリンエステラーゼ阻害薬）

- ・リバスチグミン貼付剤（リバスタッチなど）

パーキンソン病治療薬（ドパミン作動薬）

- ・ロチゴチン貼付剤（ニュープロパッチ）
- ・ロビニロール塩酸塩貼付剤（ハルロビテープ）

エストラジオール製剤（エストラーナ）

点眼剤（緑内障治療薬、硫酸アトロピンなど）

ステロイド軟膏（長期使用、広範囲に塗布例）